

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

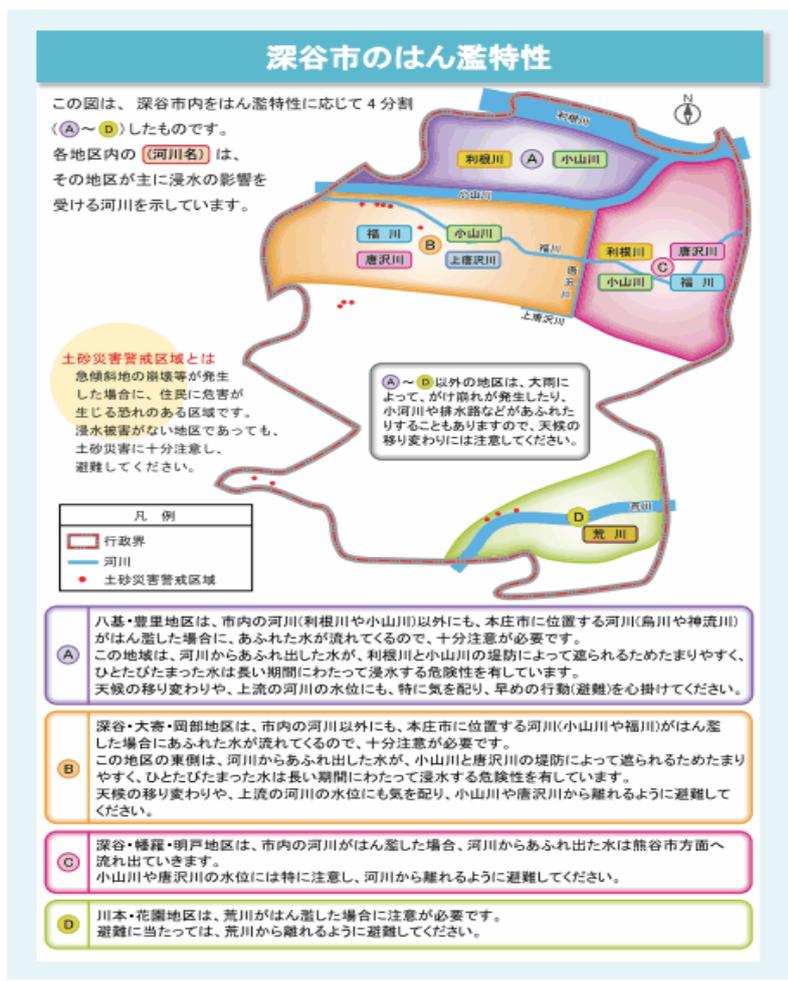
I 現 状

当市を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生への情報は、深谷市が策定した深谷市地域防災計画（平成25年2月作成、平成28年3月修正）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画および洪水・内水ハザードマップ)

当市域は、東西の中央部が台地部であり、北部地域の概ね高崎線以北から利根川にかけて、低地域内を複数の河川が流れていることから、洪水時には5mを超える浸水被害が想定される地域がある。（※商工会管轄である、岡部・豊里地区が該当）また、南部地域の荒川についても洪水時に関越自動車道下流地域に5mを超える浸水被害地域が想定されている。（※商工会管轄である、花園・川本地区が該当）

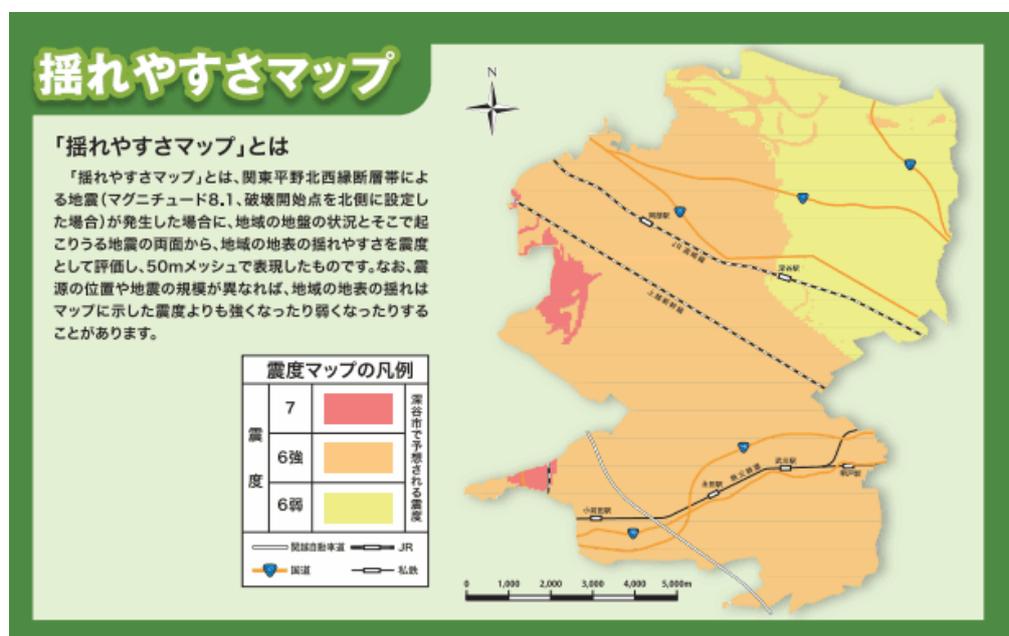


(土砂災害：地域防災計画および洪水・内水ハザードマップ)

当市域内には、9地区（14か所）の土砂災害警戒区域があり、区域内には、約40世帯が居住している。（※内8地区（13か所）が商工会管轄である、岡部・花園・豊里地区となる）

(地震：地域防災計画および地震ハザードマップ)

当市域内には、関東平野北西縁断層帯（深谷断層）をはじめ、櫛挽断層、江南断層、平井断層があり、直下型地震が発生する可能性も懸念されており、特に深谷断層は、地震規模としてマグニチュード8.1程度、一部では震度7の地震が想定され、地震発生率は、30年以内に0.008%以下とされている。



(その他：市内で発生した災害、雪害、突風等)

過去数十年の間の災害としては、1931年には、深谷断層の一部が活動して発生したと考えられている西埼玉地震が、1947年にはカスリーン台風により北部地域を中心に洪水被害が発生するなど大規模な災害に見舞われた。近年では、令和元年に東日本台風の影響により、市内でも床上浸水被害があり、避難勧告を発令するにも至った。

また、平成26年には雪害に見舞われた他、令和になって突風被害も発生している。

(感染症：新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)

新型インフルエンザについては、「深谷市新型インフルエンザ職員対応マニュアル」が策定されており、状況により、対策本部を設置し対応することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症については、災害時において「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症等対策の基本方針」に基づき対応することとしている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,700人(平成28年度 経済センサス)
 - ・小規模事業者数 1,305人(平成28年度 経済センサス)
- ※商工会管轄である岡部・花園・川本・豊里地区のデータ

[商工業者数 業種別内訳]

| 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店・ 宿泊業 | サービス業 | その他 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-------------|-------|-----|-------|
| 285 | 264 | 126 | 316 | 194 | 409 | 106 | 1,700 |

(3) これまでの取り組み

①深谷市の取り組み

- (ア) 深谷市地域防災計画の修正(平成28年3月)
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 災害に備えた防災備品等の備蓄

②ふかや市商工会の取り組み

- (ア) 市内事業者に対するの事業者BCP策定の周知
- (イ) 埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- (ウ) 全国商工会連合会が運営するビジネス総合保険の周知

II 課題

- ・現在、商工会BCP計画が策定されていないため、自然災害・感染症発生時における具体的なマニュアルが整備されていない
- ・事前対策時に於ける、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している
- ・小規模事業者のBCP策定に対する必要性の重要度が低い

III 目標

- ・発災時に速やかに復興支援が行えるよう、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、BCP作成を行う
- ・埼玉県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損保株式会社 担当者より保険・共済制度内容等の説明を受け習得する他、専門家と連携を行うことで、管内小規模事業者にBCP策定の重要性を周知する
- ・巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを認識させる

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

ふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市の役割分担、
体制を整理し、連携して以下の事業を実施する

＜ 1. 事前の対策 ＞

①小規模事業者に対する災害リスク及び感染症リスク周知

- ア．巡回経営指導時に、深谷市ハザードマップ等のリスクマップを携行し、事業所立地場所の災害リスクを示しながら、自然災害リスクを軽減するための取組や備えについて説明する。（事業休業時の備え、水災補償等の損害保険共済加入勧奨を併せて実施）
- イ．ふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市の会報誌、ホームページ等にて国の施策紹介や災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う
- ウ．巡回経営指導時に、感染症のリスクや事業に与える影響（売上減少固定費負担等）を軽減するための対策を説明する
- エ．事業継続に関する普及セミナーや市の施策を紹介するほか、高度な事業者BCP計画の策定時は、専門家を招き、個社支援を行う

②ふかや市商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年6月までに作成

③関係団体との連携

- ア．あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携、専門家派遣を依頼。管轄小規模事業者を対象とした、BCP普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施し、BCP計画の重要性を周知する
- イ．地域毎に担当制を設けている埼玉県火災共済協同組合と連携し各事業所の現状を聴き取り把握することで、個々の事業所に見合った災害共済メニューを紹介、契約内容の見直しをすることで、リスクの軽減を図る

④フォローアップ

- ア．小規模事業者の事業継続力強化計画取組状況の確認を随時行う
- イ．事業継続力強化計画の実行状況等を、巡回を通じ確認、必要に応じ専門家を招き、フォローを実施する

⑤訓練の実施

- ア．地震や台風の発生を想定し、深谷市と深谷商工会議所との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う
- イ．避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う
- ウ．感染症の影響による職員減少に備えた体制を整える

＜ 2. 発災後の対策 ＞

① 応急対応の実施可否の確認

ア. 発災後 4 時間以内に職員の安否確認を行う（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな道路状況の被害状況等をふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市で情報共有する）

② 自然災害応急対策の方針決定

ア. ふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める

[被害規模の目安と想定する応急対策の内容]

| 被害規模 | 被害状況 | 応急対応の内容 |
|------------------|--|---|
| <u>大規模な被害がある</u> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ■ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ■ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 被害状況の調査 ■ 復興支援 |
| <u>被害がある</u> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ■ 地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 被害状況の調査 ■ 復興支援 |
| <u>ほぼ被害はない</u> | 目立った被害の情報がない。 | 対応なし |

[ふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市の 3 者間で共有する被害情報等の間隔]

| 期間 | 情報共有する間隔 |
|-------------------|---------------|
| <u>発災後～2 週間以内</u> | 1 日 2 回共有する |
| <u>2 週間～1 ヶ月</u> | 1 日 1 回共有する |
| <u>1 ヶ月～3 ヶ月</u> | 1 週間に 2 回共有する |
| <u>3 ヶ月以降</u> | 1 週間に 1 回共有する |

③感染症応急対策の方針決定

ア. ふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める

④感染症の応急対策

ア. 感染症の発生・拡大時には職場にウイルスを持ち込ませない行動を取る

イ. 体調のすぐれない職員は出勤を控えさせる

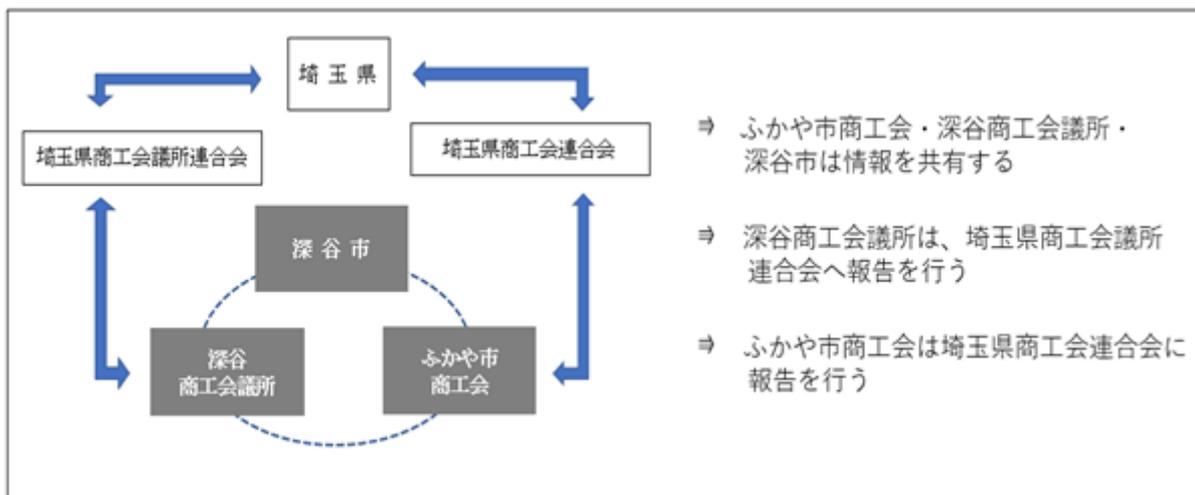
ウ. 感染拡大を防ぐため、マスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員や来客者間の飛沫防止対策としてアクリルパネル設置を行う

エ. 感染症発生・終息時に、管内小規模事業者の経営状態や感染症防止対策等の状況を確認し、改善の提案や課題等を把握する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 ＞

①商工会は管内小規模事業者と密接に関わる地域唯一の総合経済団体であるため、発災時の状況等を深谷市に迅速な報告が取れるような体制を取る

②ふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市が共有した情報を、商工会連合会及び商工会議所連合会を通して埼玉県へ報告を行う



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ＞

①深谷市・深谷商工会議所と調整のもと小規模事業者からの相談を受付する「緊急相談窓口」を設置する

②各地区役員との連携を図り、事業所また地域の被害状況の確認を行う

③国・県・市の災害に対する支援策の周知、申請の個社支援を行う

＜ 5. 小規模事業者に対する復興支援 ＞

- ① 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対する支援を行う
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や上部団体である埼玉県商工会連合会等に相談する
- ③ 国・埼玉県・深谷市における公的支援が円滑に受けられるよう、法定経営指導員を中心に支援体制を整備し支援を行う
- ④ ふかや市商工会・深谷商工会議所・深谷市の市報や会報、ホームページにて公的支援制度に関する情報等を発信する。
- ⑤ 火災保険、地震保険、損害保険等の請求手続きを支援する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する

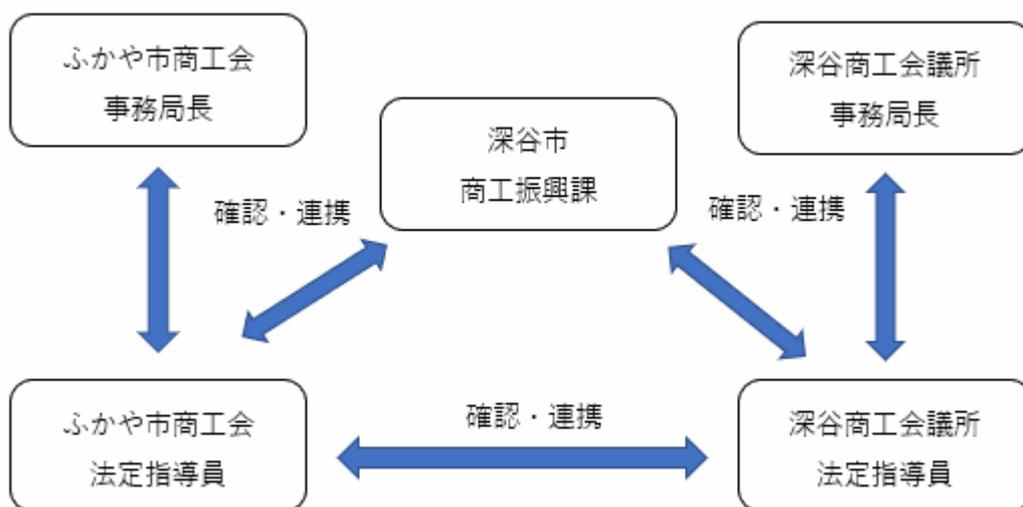
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・新井 茂雄 (連絡先は後述(3)参照)
- ・櫻沢 友章 (連絡先は後述(3)参照)
- ・野辺 聖志 (連絡先は後述(3)参照)
- ・井上 和紀 (連絡先は後述(3)参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

[ふかや市商工会]

〒369-1243

埼玉県深谷市永田1420

TEL 048-584-2325 FAX 048-584-6165

E-MAIL fukaya@syokukai.jp

[深谷商工会議所]

〒366-0823

埼玉県深谷市本住町17-1

TEL 048-571-2145 FAX 048-571-8222

E-MAIL soumu.fukaya@cci.or.jp

②関係市町村

[深谷市役所 産業振興部 商工振興課]

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11-1

TEL 048-577-3409 FAX 048-578-7614

E-MAIL shoukou@city.fukaya.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| チラシ製作費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| セミナー開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 専門家派遣 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、深谷市補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| あいおいニッセイ同和損保株式会社 取締役社長 金杉 恭三 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 (埼玉北支店 支店長 古殿 智浩) 埼玉県火災共済協同組合 理事長代行 三村 喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5大宮ソニックシティビル7階 TEL 048-641-9203 FAX 048-645-6984 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①災害共済の周知 災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ②災害時の普及に必要な金額策定に伴うBCP計画等の策定推進 埼玉県火災共済協同組合の担当者巡回時に於いて、災害共済の加入推進とともにBCP計画等の策定の重要性を説明する。 ③BCPセミナーの共催 セミナー内において組合担当者による災害共済の案内を行い、災害時の備えの必要性を説明する。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ①災害共済の加入推進、見直し ②災害想定時の復旧必要額策定によるBCP計画等の紹介及び周知 ③BCPセミナーの共催 |
| 連携体制図等 |
| |